

橋本市告示第 179 号

橋本市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 4 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する告示

橋本市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱(平成24年橋本市告示第82号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(事前登録の申請等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、個人番号カード、旅券、運転免許証等を提示しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれらを提示することができない場合は、市長が適当と認める書類を提示して申請者が本人であることを説明させる方法その他市長が適当と認める方法によるものとする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(事前登録の申請等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、<u>本人の写真が貼付された住民基本台帳カード</u>、個人番号カード、旅券、運転免許証等を提示しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれらを提示することができない場合は、市長が適当と認める書類を提示して申請者が本人であることを説明させる方法その他市長が適当と認める方法によるものとする。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。